

経 済 産 業 大 臣 意 見 照 会 回 答 不 要 通 知 書
(保護対象営業秘密関係)

令 和 年 月 日
回答不要通知番号 第 号

経 済 産 業 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付経済産業大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 17 第 8 項の規定に基づき通知します。